

## 宮城県公共施設等総合管理方針に基づく個別施設計画

## 1 施設概要

中・小分類名	庁舎 合同庁舎
所管部局・課	総務部 管財課
施設管理者	宮城県漁業信用基金協会（専用部：総務部 管財課）
施設名	本町分庁舎（漁信基ビル）
所在地	仙台市青葉区本町三丁目6番16号

棟名称	漁信基ビル（区分所有 5～7階フロア）
構造	SRC造
用途（建物種目）	事務所
延べ面積	1,994.65 m <sup>2</sup> （内持ち分 898.06 m <sup>2</sup> ）
階数	地上7階
建築年	平成6年
経過年数	24年
法定耐用年数	50年
目標使用年数	

## 2 計画期間 平成31（令和元）年度～令和30年度（30年間）

## 3 点検・診断によって得られた個別施設の状態

建物全体については、宮城県漁業信用基金協会で実施している。

専用部については、照明器具及び内装のみで、著しい劣化はみられない。

## 4 当該施設の必要性

## (1) 設置根拠規定

地方自治法第155条第1項、第156条第1項

行政機関設置条例第2条、第2条の2、第11条 ほか

## (2) 必要性の有無とその理由（果たしている役割、機能、利用状況、重要性等）

必要性有り

## 【理由】

行政庁舎で不足している会議室又は本庁の執務室として利用し、施設の必要性有り。

## 5 施設ごとの今後の対策

今後の修繕・更新計画方針（別添2-1）のとおり。

## 調査診断結果（調査 平成30年10月）

\* A 全面更新 B 部分更新 C 補修 D 継続使用

部 位	周期 年数	経過 年数	判定*				総合評価	所見
			A	B	C	D		
照明設備(蛍光灯)	30	24	A	B	C	D	継続使用	著しい劣化はみられない
空調設備	30	24	A	B	C	D	継続使用	H29に更新済み
衛生設備	30	24	A	B	C	D	継続使用	著しい劣化はみられない
内装	30	24	A	B	C	D	継続使用	著しい劣化はみられない

当庁舎は平成6年に竣工した建物で、県は5～7Fフロアを区分所有している。共用部に関しては、宮城県漁業信用基金協会にて調査診断は実施している。

### (1) 電気設備

専用部では照明設備のみで、著しい劣化は認められない。

### (2) 機械設備

#### 1) 空調設備

専用部では事務室内のパッケージ形空気調和機のみで、平成29年に更新している。

#### 2) 衛生設備

専用部では専用階のトイレ及び流し台のみで、著しい劣化はない。

### (3) その他設備

#### 1) 自動ドアエンジン

専用部では自動ドアはない。

### (4) 昇降機設備

専用部では昇降機設備はない。

### (5) 建築関係

#### 1) 屋根防水・外壁・内壁

専用部では内装のみであり、著しい劣化はない。

#### 2) 耐震化等

新耐震基準（S56年以降）の建築物であり、耐震診断不要。

## 今後の修繕・更新計画方針

### (1) 電気設備

受変電設備等については、建物共有部を管理している宮城県漁業信用基金協会で実施する。専用部については、その都度の修繕により対応する。

### (2) 機械設備

#### 1) 空調設備

空調設備については、その都度対応する。

#### 2) 衛生設備

各水槽類や揚水ポンプ等は、建物共有部を管理している宮城県漁業信用基金協会で実施する。専用部については、その都度対応する。

### (3) その他設備

#### 1) 自動ドアエンジン

自動ドアエンジンについては、全て宮城県漁業信用基金協会で実施する。

### (4) 昇降機設備

昇降機設備については、全て宮城県漁業信用基金協会で実施する。

### (5) 建築関係

#### 1) 屋根防水・外壁・内壁

内装については、その都度の修繕により対応する。その他は宮城県漁業信用基金協会で実施する。

## 方針総括

漁信基ビルは、平成6年に竣工し、経年劣化が進行している。県は5～7Fフロアを区分所有しているため、共用部に関しては、宮城県漁業信用基金協会で中長期計画を策定し、県は定められた率により負担金を支払い実施している。

そのほかの設備については問題・異常が発生した都度の修繕により対応することとする。